

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成24年 2月21日
【会社名】	西部電機株式会社
【英訳名】	Seibu Electric & Machinery Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 馥
【本店の所在の場所】	福岡県古賀市駅東三丁目 3番 1号
【電話番号】	(092)943-7071(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理担当兼管理部長 藤岡 敬正
【最寄りの連絡場所】	福岡県古賀市駅東三丁目 3番 1号
【電話番号】	(092)943-7071(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理担当兼管理部長 藤岡 敬正
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 403,690,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番 2号(福岡証券ビル))

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,106,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

(注) 1 平成24年2月21日(火)開催の取締役会決議によります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,106,000株	403,690,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,106,000株	403,690,000	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
365	-	1,000株	平成24年3月9日(金)	-	平成24年3月12日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
西部電機株式会社 管理部	福岡県古賀市駅東三丁目3番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 福岡中央支店	福岡県福岡市中央区天神一丁目12番7号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
403,690,000	4,000,000	399,690,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 新規発行による手取金の額とは本自己株式処分による手取金の額であり、発行諸費用の概算額とは有価証券届出書、目論見書等の書類作成費用およびコンサルティング手数料等の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額399,690,000円の使途につきましては、割当予定先との関係強化ならびに当社の財務基盤の強化を目的とするものであります。したがって、本自己株式処分による手取金は、業務運営に資するため、平成24年9月までに運転資金に充当します。

なお、支出実行までの資金管理については、当社銀行口座において適切に管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社豊田自動織機
本店の所在地	愛知県刈谷市豊田町2丁目1番地
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>（有価証券報告書） 事業年度 第133期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日） 平成23年6月16日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度 第134期第1四半期 （自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日） 平成23年8月10日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度 第134期第2四半期 （自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日） 平成23年11月11日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度 第134期第3四半期 （自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日） 平成24年2月13日 関東財務局長に提出</p>

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引等の関係		該当事項はありません。

（注）1 割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第一部、株式会社名古屋証券取引所市場第一部及び株式会社大阪証券取引所市場第一部へ上場しております。

2 提出者と割当予定先との間の関係は、平成24年2月21日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

当社は、「技術の本質を謙虚に探索し、自然随順に即した応用で広く世界に貢献しよう」を企業理念とし、「超精密とメカトロメーションの追求」を経営の基本方針に掲げ、搬送機械・産業機械・精密機械の総合メカトロニクスメーカーとして、企業価値の持続的向上に努めてまいりました。

また足元では、当社は、2010年度から2012年度までの中期経営計画「S A P 12 (Seibu Action Plan for 2012)」を策定し、「商品力の向上」ならびに「販売力の強化」によって安定成長を実現するよう邁進しております。

このような背景のもと、当社の更なる成長と発展に資すると判断し、平成24年2月21日付で株式会社豊田自動織機と業務・資本提携を行うこととなり、また、同社を割当予定先とする本自己株式処分の実施を決定するに至りました。本業務提携は、当社が注力している搬送機械事業におけるものであり、自動倉庫・搬送機械・その他物流機器の設計・製造の委託を受け、その製造機器の製造にあたり必要となる技術及び生産の支援を得るものであります。そのため、業務・資本提携による株式会社豊田自動織機と当社の関係強化が、当社の事業規模の更なる発展・拡大を実現していくと考えております。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,106,000株

e 株券等の保有方針

当社と割当予定先との関係強化の主旨に鑑み、長期保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日(平成24年3月12日)より2年以内に本自己株式処分に係る割当株式の全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名または名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の第133期有価証券報告書(平成23年6月16日提出)及び直近の第134期第3四半期報告書(平成24年2月13日提出)における財務諸表により、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しており、本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社豊田自動織機は、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している株式会社東京証券取引所市場第一部、株式会社名古屋証券取引所市場第一部及び株式会社大阪証券取引所市場第一部の上場会社であります。また、取締役・使用人の行動指針を定めており、その一つとして反社会的勢力への対応を掲げ、反社会的勢力には毅然とした態度でのぞみ、これらを寄せつけないとしております。以上の内容について当社は、株式会社豊田自動織機が株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所及び株式会社大阪証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」等で確認しており、割当予定先、割当予定先の役員若しくは子会社または割当予定先の主要株主が反社会的勢力等とは関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分に関する取締役会決議日の直前営業日(平成24年2月20日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である365円といたしました。

当該処分価額は、取締役会決議前1ヶ月(平成24年1月23日から平成24年2月20日)終値平均値である355円(円未満切捨て)との乖離率+2.82%、取締役会決議前3ヶ月(平成23年11月21日から平成24年2月20日まで)終値平均値である354円(円未満切捨て)との乖離率+3.11%、及び同じく6ヶ月(平成23年8月22日から平成24年2月20日まで)終値平均値である351円(円未満切捨て)との乖離率+3.99%となっており、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

なお、本自己株式処分にかかる取締役会に出席した監査役全員が、上記算定根拠による当該処分価額については、参考とした市場価格は取締役会決議の直前営業日の終値であり、当社の直近の状況が市場評価に反映されていると考えられ、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、上記算定根拠による処分価額が特に有利な発行には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により株式会社豊田自動織機に対して割り当てる株式数は1,106,000株であり、本自己株式処分前の当社株式の発行済株式数15,160,000株の7.30%(議決権総数13,896個の7.96%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。しかしながら、割当予定先との業務・資本提携の一環として関係強化を目的に行うものであることから、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
株式会社安川電機	北九州市八幡西区黒崎城石 2-1	2,630	18.93	2,630	17.53
日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8 -11	1,153	8.30	1,153	7.69
株式会社豊田自動織 機	愛知県刈谷市豊田町2丁目1 番地	-	-	1,106	7.37
株式会社三菱東京UF J銀行	東京都千代田区丸の内2丁目 7-1	650	4.68	650	4.33
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13- 1	633	4.56	633	4.22
みずほ信託銀行株式 会社	東京都中央区八重洲1丁目2- 1	626	4.50	626	4.17
株式会社西日本シテイ 銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目 1-1	589	4.24	589	3.93
CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT (常任代理人 シテイバンク銀行株式 会社)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB. UNITED KINGDOM (東京都品川区東品川2丁目 3-14)	521	3.75	521	3.47
西部電機従業員持株会	福岡県古賀市駅東3丁目3- 1	387	2.78	387	2.58
村上博	北九州市八幡東区	215	1.55	215	1.43
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目 6-6	152	1.09	152	1.01
計	-	7,557	54.38	8,663	57.75

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 上記のほか、平成23年9月30日現在1,109千株を自己株式として所有しております。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の総議決権数(13,896個)に、本自己株式処分に係る議決権数1,106個を加えて算出した数値です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第78期事業年度）の提出日（平成23年6月29日）以後、本有価証券届出書提出日（平成24年2月21日）までの間において、以下の臨時報告書を福岡財務支局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

1 提出理由

平成23年6月29日開催の第78回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円75銭 総額52,690,122円

ロ 効力発生日

平成23年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、吉住一成、木村 馥、宮地敬四郎、藤岡敬正、

木谷泰博、中里晋也、税所幸一、溝田安彦を選任する

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、鬼頭正雄を選任する

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	9,915	8	0	可決 (99.92%)
第2号議案 取締役8名選任の件				
吉住 一成	9,912	11	0	可決 (99.89%)
木村 馥	9,912	11	0	可決 (99.89%)
宮地敬四郎	9,912	11	0	可決 (99.89%)
藤岡 敬正	9,912	11	0	可決 (99.89%)
木谷 泰博	9,912	11	0	可決 (99.89%)
中里 晋也	9,912	11	0	可決 (99.89%)
税所 幸一	9,912	11	0	可決 (99.89%)
溝田 安彦	9,912	11	0	可決 (99.89%)
第3号議案 監査役1名選任の件	9,913	10	0	可決 (99.90%)
第4号議案 退任取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	9,906	17	0	可決 (99.83%)

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案、第4号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案、第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成24年2月21日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成24年2月21日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第78期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第79期第3四半期)	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月13日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月29日

西部電機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員公認会計士 喜多村 教 證
公認会計士 佐藤 宏文

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西部電機株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西部電機株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、西部電機株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、西部電機株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月29日

西部電機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員公認会計士 東 能 利 生
公認会計士 吉 村 祐 二

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西部電機株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西部電機株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、西部電機株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、西部電機株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月29日

西部電機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 喜多村 教 證
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 宏文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西部電機株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第77期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西部電機株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月29日

西部電機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東 能 利 生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉 村 祐 二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西部電機株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第78期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西部電機株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

西部電機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東 能 利 生 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 祐 二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている西部電機株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、西部電機株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。